

# 鳴瀬ヘルパーステーション 運営規定

◎介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(訪問介護相当サービス)

社会福祉法人やすらぎ会

## 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人やすらぎ会が設置する鳴瀬ヘルパーステーション(以下「事業所」という。)において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業(以下「訪問介護相当サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問介護相当サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護相当サービスの提供を確保することを目的とします。

### (運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととします。

2 事業の実施に当たっては、訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者または地域包括支援センター(以下「指定介護予防支援事業者等」という。)へ報告することとします。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとします。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、指定介護予防支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

### (事業の運営)

第3条 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

(1) 名称 鳴瀬ヘルパーステーション

(2) 所在地 東松島市野蒜ヶ丘三丁目27番地1

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 所長 1名

事務長 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問介護相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。

(2) サービス提供責任者 2名

- ・訪問介護相当サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をします。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等指定介護予防支援事業者等との連携に関します。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握します。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施します。

(3) 訪問介護員 7名(常勤 3名、非常勤 4名)

ただし、業務の状況により、増員することができるものとします。

訪問介護員は、訪問介護相当サービス計画に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たります。

(4) 事務職員 1名

必要な事務を行います。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとします。(年中無休)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

(3) サービス提供時間 24時間

(訪問介護相当サービスの内容)

第7条 事業所で行う訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとします。

(1) 訪問介護相当サービス計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位交換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体の介護

(3) 生活援助に関する内容

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤その他の必要な家事

(訪問介護相当サービスの利用料等)

第8条 訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は東松島市とします。

(衛生管理等)

第10条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

2 訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る指定介護予防支援事業者等連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

3 利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

(苦情処理)

第12条 訪問介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

(個人情報の保護)

第13条 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

4 事業所は、訪問介護相当サービスに関する記録の保存期間はその完結日から5年間保存します。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。